

# 「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるパブリックビューイング等 企画運營業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるパブリックビューイング等企画運營業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする

- (1) 業務実績等
  - (2) 全体概要
  - (3) プロモーション
  - (4) 開催期間中の運営
  - (5) 提案内容の実現性
  - (6) 企業としてのワーク・ライフ・バランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 市民局スポーツ振興部長

副委員長 市民局地域支援部長

委員 市民局オリンピック・パラリンピック推進課担当課長

文化観光局企画課横浜プロモーション担当課長

文化観光局観光振興課担当課長

健康福祉局障害自立支援課担当課長

都市整備局都心再生課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 委員長または副委員長は、評価結果を市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会からの評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年1月26日から施行する。